

令和8年2月2日

件名 放課後児童クラブの委託化が進んでいます

本市では、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）における「運営にかかる保護者負担の軽減」を図るため、令和8年度から「選択的委託制度」（別紙参照）を導入することを決定し、委託を希望するクラブを支援してまいりました。

9月以降、市内101クラブと相談を続け、委託先法人とのマッチングを行ってきた結果、現在下記の状況となっております。今後も引き続き、委託を希望するクラブの支援に取り組んでまいります。

**クラブの委託に向けた動き**

市内105クラブ（58校区）のうち直営方式の4クラブ（4校区）を除く101クラブ（54校区）では、これまで運営委員会方式によりクラブを運営してまいりましたが、下記の法人が、令和8年度から委託を受ける方針となりました。

## 1 全部委託

**32クラブ**

（運営委員会方式101クラブのうち、32クラブ：約31.7%）

- ①一般社団法人高崎学童 20クラブ
- ②保育園・認定こども園 8クラブ
- ③社会福祉法人、NPO法人 4クラブ

## 2 一部委託

**7クラブ**

令和8年度から、市が提示した法人に一部委託をするクラブは下記のとおりです。

- ①行政書士高崎事業協同組合 7クラブ

※従来から一部委託を進めており、来年度以降も継続するクラブは57クラブ

**【本件に関する問い合わせ】**

福祉部放課後児童クラブ支援課

電話：027-395-5421

## 選択的委託制度について

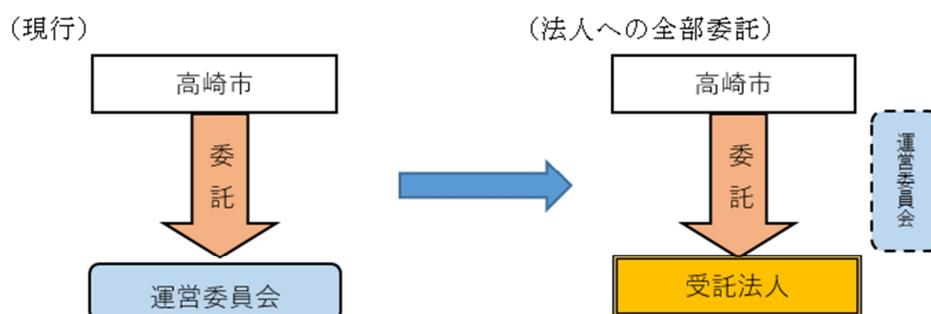
本市の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）は、これまで地域の方々の意見を反映させることができる運営委員会方式によりクラブ運営を行ってまいりましたが、令和8年度からは「運営にかかる保護者負担の軽減」を図るため、希望するクラブに関しては、各クラブがその選択により、現在の運営方式を継続するか委託方式とするか、委託方式とする場合には全部委託とするか一部委託とするかについて選択できる取扱い（「選択的委託制度」）としています。

### 1 委託方式

#### (1) 全部委託

市と法人が業務委託契約を交わし、クラブの業務すべてを法人へ委託します。

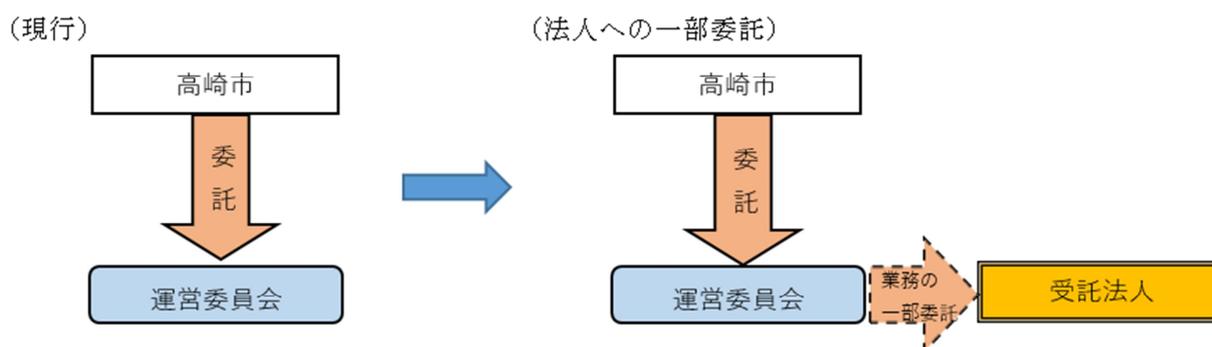
※支援員：法人が雇用します。（現行の支援員を法人で新規に雇用することを想定。）



#### (2) 一部委託

運営委員会と法人が業務委託契約を交わし、クラブの業務のうち一部（支援員の労務管理、資金管理、入所審査等、現在保護者が主となって担っている業務）を委託します。

※支援員：運営委員会が継続して雇用（現行と雇用関係は変更なし。）



### 2 委託先法人

安定的委託を進めるため、全部委託を受ける委託先法人には「開所日数、開所時間の継続」「保育料の維持」、「支援員の継続雇用、現給保障」等の条件について同意をいただき、各クラブに紹介しています。

#### 【委託先法人】

- ①一般社団法人 高崎学童②保育園・認定こども園③行政書士高崎事業協同組合
- ④NPO法人⑤株式会社